

宮崎地方最低賃金審議会宮崎県特定最低賃金  
専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、宮崎県の区域内で、自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、宮崎県の区域内で、自動車（新車）小売業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

- (1) 推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。
- (2) 推薦締切年月日  
令和5年9月11日（月）
- (3) 推薦書の提出先  
宮崎労働局労働基準部賃金室  
Tel 0985-38-8836  
（〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎）

## 推 薦 書

令和 年 月 日

宮崎労働局長 殿

推薦者（団体の場合は、事務所の所在地及び代表者の氏名）

住 所

氏 名

宮崎地方最低賃金審議会宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会（労働者代表 / 使用者代表）委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位を全て記入すること）	略 歴

（記入注意）

「現職」欄には、候補者の所属団体が多数ある場合はその所属団体の名称及びその地  
位を全部列挙して記入すること。